平成２１年（フ）第１６８０号
神戸市灘区城内通４丁目３番４号
破産者　中央工業株式会社
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２７号
神戸市兵庫区湊町１丁目４番18号
破産者　株式会社上新硝子店
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１９号
札幌市南区簾舞１条４丁目３番３号
破産者　有限会社木村屋
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９号
北海道帯広市西20条北２丁目６番地
破産者　株式会社大進企業
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第８６４号
神奈川県大和市大和東１―11―24・２Ｆ
破産者　有限会社パワーフィールド
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５４号
川崎市幸区南加瀬３丁目12番33号
破産者　鈴榮建設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
神奈川県伊勢原市田中84番地１グレース吉川１階
破産者　株式会社チャイルズマインド
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６２１号
岐阜県本巣市七五三1200―20、開始決定時の住所岐阜県岐阜市芥見堀田106番地
破産者　水野　博起
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５９０号
京都市中京区富小路通丸太町下る桝屋町325番地
破産者　株式会社津田商会
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
和歌山市明王寺112番地の３
破産者　株式会社アサヒ
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結

平成２０年（フ）第４１５４号
大阪市西区北堀江２丁目７番14号
破産者　株式会社セネカ
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２号
長野県上伊那郡宮田村6195番地43
破産者　大澤　義夫
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２３号
長野県上伊那郡宮田村6195番地43
破産者　大澤　啓子
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第７７号
岐阜県多治見市生田町３丁目157番地の１リバーサイドビラ生田Ⅱ―201
破産者　柴田　憲志
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第９１１１号
最後の住所大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分615番地の２
破産者　被相続人小松聖啓こと小松清明の相続財産
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１号
北海道帯広市西二条南25丁目９番地
破産者　丸十運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
金沢市小坂町中61番地
破産者　有限会社新光食品
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９９１号
静岡県藤枝市八幡1008番地の１　サンシャイン桂201号、旧住所静岡県焼津市中新田1461番地の１
破産者　服部　勇次
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６８１号
大阪府箕面市桜井２丁目14番３―402号、開始決定時の住所神戸市東灘区森南町２丁目５番17号
破産者　副島準四郎
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２号
神戸市須磨区水野町２番５号
破産者　神田　秀信
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部